ふくしま県ＧＡＰ認証制度実施要領

（目的）

第１条　この要領は、ふくしま県ＧＡＰ認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第２１条に基づき、認証制度の実施に当たって必要な事項を定める。

（認証の申請）

第２条　要綱第５条の規定により認証申請しようとする生産者、団体（以下、「生産者等」という。）は、認証対象農林産物の区分ごとに、原則として栽培期間中に申請書を知事に提出するものとする。

２　前項の認証対象農林産物の区分は、「穀物」及び「青果物」とする。

３　申請は、様式第１号によるものとする。

４　追加認証の申請は、前項に加え、次の書類を添付するものとする。

　・認証申請しようとする農林産物の第三者認証ＧＡＰの認証書の写し

５　申請者は、申請に当たり、管轄する農林事務所の指導を受けた後、農林事務所長を経由して知事に書類を提出するものとする。

（申請書の受理）

第３条　知事は、要綱第５条の規定により提出された書類を確認して、受理するものとする。

（現地審査）

第４条　要綱第６条に規定する現地審査は、現地審査員が行う。

２　前項の現地審査員は、普及指導員の資格又は同等の知識を有し、第三者機関の立場で適切に審査することができる者を現地審査機関の職員の中から知事が指定する。

３　現地審査員は、認証基準の内容を適切に確認できる時期に、当該生産地等において農場の生産工程管理の実施状況を認証基準に基づき審査を行うものとする。

　　なお、団体認証の場合は、団体事務局と団体に属する農場数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の農場を抽出して審査する。

４　現地審査員は、現地審査を終了したときは、現地審査の結果について速やかにとりまとめ、知事に提出するものとする。

５　現地審査員は、認証基準に適合していない点検項目があった場合、生産者等に対して改善指示を行うとともに、是正報告書の提出を求め、その結果を知事に報告するものとする。

６　前項において、是正報告書の内容について、必要と認められる場合は、現地審査員は現地確認を行う。

（認証委員会）

第５条　要綱第７条に規定する認証委員会の委員は、知事が認証対象農林産物の生産振興等に関する指導、調査もしくは試験研究に従事した経験を有する県農林水産部の職員を指名する。委員長は県農林水産部次長（農業支援担当）を充てる。

２　認証委員会の委員は、第４条に規定する現地審査員と同一の者とすることはできないものとする。

３　認証委員会は、毎年度、おおむね３か月ごとに開催するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合、認証委員会を開催することができる。

５　認証委員会は、現地審査の結果と生産者等からの是正報告書を考慮し、必要に応じてさらに生産者から資料等を求め、認証の適否を判断するものとする。

６　委員長は、認証委員会を開催した場合、その結果を速やかに知事に報告するものとする。

７　認証委員会の議事録は３年間保存するものとする。

（認証及び登録）

第６条　知事は、要綱第８条の規定により、認証された認証取得者について、認証日、認証番号、生産者等の名称、市町村名、認証対象農林産物の品目名を登録する。ただし、同一の生産者等が複数の農林産物の区分で認証された場合、区分ごとの認証番号を登録するものとする。なお、認証書へは以下の内容を記載する。

（１）認証農場名、住所（団体認証の場合、団体事務局の住所、全構成員の氏名（法人名）、住所）

（２）認証品目（農林産物区分、品目）

（３）認証登録番号

（４）認証年月日

（５）有効期限

（６）認証基準

２　県は、前項の認証結果をホームページで公開する。

３　認証取得者は、要綱第８条に規定により交付された認証書を紛失した場合は、管轄する農林事務所を経由して、速やかに知事に報告し、指示を受けるものとする。

（認証マークの表示）

第７条　要綱第９条の規定により認証マークを使用する認証取得者は、あらかじめ認証マークの使用届（様式第５号）を管轄する農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

（実績報告）

第８条　要綱第１０条に規定する実績報告は、認証対象農林産物の出荷品目及び出荷量について、当該年の対象品目の生産･出荷終了後、速やかに様式第６号により行うものとする。

（認証の更新）

第９条　要綱第１２条２項に規定する認証の更新をしようとする生産者等は、管轄する農林事務所を経由して知事に申請するものとし、次の書類を添付するものとする。なお、要綱第２条第１項（１）号に定めるふくしま県ＧＡＰ認証を取得し、その有効期限内の生産者等が要綱第２条第１項（２）号に定める認証に切り替える場合には、これに準じて扱う。

・更新申請書（様式第７号）

２　追加認証の更新申請は、前項に加え、次の書類を添付するものとする。

・認証の更新申請しようとする農林産物の第三者認証ＧＡＰの認証書（更新　後のもの）の写し（ただし、更新後の認証書が届いていない場合は、届き次第速やかに提出するものとする。）

３ 知事は、認証の更新に当たり認証基準が適切に実施されているか、認証取得者に対して現地審査を実施するものとする。

４ 知事は、前項の現地審査の結果、認証基準を満たさないと判断したとき、または生産者からの改善報告が不十分であると判断したときは、認証委員会で認証と登録の取消の可否を判断するものとする。

（登録内容の変更）

第１０条　要綱第１３条に規定する認証内容の変更は、認証書に記載された認証農場名、住所、品目、要綱第２条１項（３）号の生産者一覧（様式第２─２号）に記載された氏名等の変更に係るものとする。なお、要綱第１３条２項に定める軽微な変更は、認証農場名、住所の変更とする。

２　認証取得者は、登録内容を変更する場合は、変更届（様式第８号）を管轄する農林事務所を経由して知事に提出するものとする。

３　知事は、前項の届出を受付けた後、要綱第６条に規定する現地審査を実施し、届出された内容を確認することができるものとする。

（認証の辞退）

第１１条　要綱第１３条２項に規定する認証の中止を希望する場合は、辞退届（様式第９号）を管轄する農林事務所を経由し、速やかに知事に提出するものとする。

（認証と登録の取消）

第１２条　要綱第１６条第1項（１）から（５）の各号に規定する取り消しを行う場合、認証委員会で取り消しの可否を判断するものとする。

２　前項により認証と登録を取り消した場合、当該認証生産者に理由を付してその旨を通知するものとする。

（業務委託）

第１３条　要綱第２０条の規定に基づき委託できる業務は、次のとおりとする。（１）要綱第６条に基づく現地審査の実施に係る業務

（２）その他知事が必要と認める業務

附　則

この要領は平成２９年７月１１日から施行する。

附　則

この要領は平成３０年７月９日から一部改正して施行する。

平成３０年６月１４日以降の認証審査分から適用する。

附　則

この要領は平成３０年８月６日から一部改正して施行する。

附　則

この要領は令和２年７月１４日から一部改正して施行する。

附　則

この要領は令和４年４月７日から一部改正して施行する。

附　則

この要領は令和４年１２月１４日から一部改正して施行する。

附　則

この要領は令和７年４月１日から一部改正して施行する。